

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可しました。

令和元年十一月十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
黒田 憲治	桜井市	桜井市大字山田一二三七番ほか 三筆
吉川 磨佐弘	高市郡明日香村	桜井市大字山田一七八番一ほか 七筆
阪田 裕伸	御所市	御所市大字西北窪七三番一ほか 十二筆
阪田 裕伸	御所市	御所市大字鴨神二二四四番ほか 二筆
特定非営利活動法人 ハンサムガーデン	宇陀市	宇陀市大字陀東平尾四六一番

二 認可年月日

令和元年十一月十二日